令和7年度　第3回　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対応商品券配布事業	①物価高騰が続く中、町内で利用可能な商品券を配布することで、食糧品・生活用品購入の支援を行い家庭負担の軽減を図り、住民生活の支援を行う。 ②食糧品や灯油等を購入できる商品券を町民1人あたり15,000円分配布 ③【商品券発行額】 ＠15,000円×5,915人＝88,725,000円 【商品券発送費】 ＠500円×2,842世帯＝1,421,000円（少人数世帯分） ＠650円×200世帯＝130,000円（大人数世帯分） 【換金手数料】 1,330,875円 【事務手数料】　869,125円 【商品券等印刷費】 2,500,000円 ④全町民 【支給開始時期】R8.4 【事業終期】R8.11	R8.1	R8.3
2	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	下仁田町高齢者世帯エアコン購入費補助事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた高齢者世帯に対し、エアコンの購入及び設置に係る経費の一部を補助 ②エアコンの購入及び設置に係る経費の一部に対する補助金（補助上限100千円） ③100千円×30世帯＝3,000千円 ④自宅にエアコンのない65歳以上の高齢者のみの住民税非課税世帯	R7.10	R8.3
3	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	下仁田町飲食店地場産品購入支援事業	①町内飲食店等の原料仕入れ価格高騰における負担軽減対策を図るとともに、地場産品である「下仁田ねぎとこんにゃく」の消費拡大・普及を促進し、ねぎ農家及びこんにゃく製造業を間接的に支援し、地域経済の好循環を創出する。 ②飲食店が食事メニューとして提供するための原料に用いる下仁田ねぎ及びこんにゃく製品の購入費に対する補助 ③20店舗×月額上限補助額15,000円×4か月＝1,200,000円 ④町内飲食店・旅館	R7.10	R8.2
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	下仁田町子どもの学び応援事業	①物価高騰により、家計への影響が長期化する中、子どもたちの継続的な読書機会を創出し、子どもの健全な成長を支援する。 ②町内在住の子どもに対して、１人あたり5,000円分の図書カードを配付 ③子ども　333人×図書券5,000円=1,665,000円 （内訳：就学前児童72人、小学生107人、中学生78人、高校生76人） 簡易書留　＠460円×333人=153180円 普通郵便　＠110円×160人= 17,600円　※差戻対象者への慫慂通知分 消耗品費（事務用品 ）　　10,000円 人件費（会計年度職員1名）300,000円 ④町内在住の就学前児童、小学生、中学生、高校生	R7.9	R7.12

5	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対応学校給食支援事業	①米飯をはじめとした食材価格の高騰が続く中、継続して児童生徒に必要な栄養価の摂取を確保するとともに、子育て世帯の負担軽減を図る。 ②物価高騰による学校給食費値上げ分に対する補填 ③小学生107人×年額値上額7,200円＝770,400円 中学生　72人×年間値上額2,400円＝172,800円 ④町内の小中学校に在籍する児童生徒の保護者（教職員分は除く）	R7.4	R8.3
6	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	子育て世帯支援事業（町独自上乗せ分）	①物価高騰の影響を強く受けている子育て世帯を支援することで、子どもたちの健やかな成長を応援するため、物価高対応子育て応援手当支給対象者に対して、町独自で20,000円を上乗せして支給する。 ②0歳から18歳までの子ども1人あたり20,000円を給付 ③＠20,000円×358人＝7,160,000円 【郵送料】＠110円×300世帯＝33,000円 ④児童手当受給者（児童手当支給対象児を養育する父母等） 【事業終期】R8.6	R7.12	R8.3
7	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	児童福祉施設・障害福祉施設支援事業	①高騰が続く光熱水費負担の軽減を図ることで、施設運営の支援を図る。 ②利用者１人あたり10,000円の支援金を交付 ③＠10,000円×83人=830,000円(利用者基準日：10月1日) ④児童福祉施設（２施設）・障害福祉施設（２施設）	R7.12	R8.3
8	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護サービス事業所等物価高騰対応臨時支援事業	①町内の介護サービス事業所等に及ぶ光熱水費や燃料費等の物価高騰の影響を緩和し、安定したサービス提供を支援する。 ②③事業所の種別に応じて支援金を交付 【入所系】 ＠18,000円×125人＝2,250,000円 【通所系】 ＠7,200円×105人＝756,000円 【訪問系】 ＠24,000円×4事業所＝96,000円 ④町内介護サービス事業所等	R8.1	R8.3
9	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	農林業物価高騰対策支援事業	①肥料や生産資材などの価格高騰で、大きな影響を受けている農林業者に対して、事業継続に向けた安定生産の下支えをするため、農林業に係る経費の一部を支援 ②令和6年分の税申告した特定経費（肥料費、飼料費、農具費、農薬衛生費、諸材料費、動力光熱費）の合計金額の10%（上限10万円　畜産業・蒟蒻・しいたけ農家は上限20万円） ③ ＠100,000円×70件＝7,000,000円 ＠200,000円×30件＝6,000,000円（畜産業・蒟蒻・しいたけ農家） ④農林業者 【支給開始時期】R8.2 【事業終期】R8.6	R8.2	R8.3

10	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	水道料金支援事業	①物価高騰の影響を受けている町民・事業者等（公共機関施設を除く）の負担軽減を図ることを目的に、8カ月分（検針4回分）の町営の上水道料金について基本料金及びメータ使用料を免除する。 ②③水道事業会計への繰出 　町民・事業者等（公共機関施設を除く）の水道使用料減免に係る費用として、上水道の基本料金およびメータ使用料を対象経費とする。 【水量使用料減免】 　＠10,751,460円（2カ月分、税抜）×4回＝43,005,840円(8カ月分) 家庭用　3,001件　その他用　295件　計　3,296件（公共機関施設58件除く） 【減免に係る水道料金システム改修】 ＠1,980,000×1.1＝2,178,000円 【減免周知用チラシ配布業務】 2,000円（250件分） ④水道事業会計（公営企業会計） 【事業始期】R8.4 【支援開始時期】R8.4 【事業終期】R8.11	R8.3	R8.3